

医政発 1006 第 20 号  
令和 4 年 10 月 12 日

公益社団法人日本訪問看護財団 理事長 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令について (通知)

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。